

神戸市すこやか保育支援事業補助金交付の特則に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神戸市がすこやか保育支援事業の一環として、「多様な事業者の参入促進・能力活用事業の実施について」(平成27年7月17日 府子本第88号・27文科初第239号・雇児発0717第6号)の別紙「多様な事業者の参入促進・能力活用事業実施要綱」(以下「国要綱」という。)に規定する認定こども園特別支援教育事業(以下「本事業」という。)を実施するに当たり、神戸市すこやか保育支援事業補助金交付要綱(以下「補助要綱」という。)及び神戸市すこやか保育支援事業実施要綱(以下「実施要綱」という。)のほか、必要な規定を定める。

(適用対象)

第2条 本要綱の対象となる私立認定こども園(以下「対象園」という。)及び支給認定こどもは別表のとおりとする。

2 対象となる認定こども園は健康面、発達面において特別な支援が必要な支給認定子ども(以下「要支援子ども」という。)が別表掲記の子どもを含めて2人以上在籍していなければならない。

3 別表掲記の要支援子どもは、実施要綱第5条によりすこやか保育の対象児童と判定されなければならない。

4 第2項の要支援子どもは別表掲記の要支援子どもが1名の場合は、実施要綱第5条によるすこやか保育の対象児童、又は兵庫県特別支援教育振興費補助の対象児童が1名以上いれば足りる。

(職員配置)

第3条 前条第3項の要支援子ども(以下「交付対象子ども」という。)を担当するために、「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等」(平成27年内閣府告示第49号)に基づき配置すべき職員数(加算を含む。)に加えて、幼稚園教諭免状又は保育士資格を有する者を配置しなければならない。

(補助金額と留意事項)

第4条 補助金額は交付対象子ども1人当たり月額65,300円とする。

2 交付対象子どもに対し、兵庫県等から独自助成等を受けている場合は、補助対象としない。

(補助金の申請・交付決定・請求・交付時期)

第5条 本事業に係る補助金の申請・交付決定・請求・交付時期については補助要綱第4条から第7条による。

(施行の細則)

第6条 この要綱の施行について必要な事項は、主管局長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。